

平成31年度北海道教育委員会職員（船員）採用選考実施要項

1 目的

この選考は、北海道教育庁渡島教育局実習船に乗り組み、次の業務に従事する船員を採用するために行うものです。

2 採用職種等

採用職種	採用予定数	職務内容	勤務場所
船員（二等船舶通信士又は甲板員（通信））	1名	実習船の通信に関する業務及び甲板における業務	北海道教育庁 渡島教育局実習船
船員（甲板員）	4名	実習船の甲板における業務	
船員（機関員）	1名	実習船の機関における業務	

※ 上記職種を重複して申し込むことはできません。また、申込書提出後の申込職種の変更は認めません。

3 採用予定日

平成31年4月1日（既に学校等を卒業している方は、平成30年度中に採用する場合があります。）

4 受験資格

(1) 次の全ての要件を満たす者

- ア 昭和34年4月2日以降に生まれた者で、平成31年4月1日から勤務が可能なもの
- イ 学校教育法に規定する高等学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- ウ 採用職種に応じた要件のいずれかに該当する者

採用職種	要件
船員（二等船舶通信士）	三級以上の海技士（電子通信）及び二級以上の海技士（通信）の資格を既に取得している者又は平成31年3月31日までに同資格を取得見込みの者
船員（甲板員（通信））	第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士の資格を既に取得している者又は平成31年3月31日までに同資格を取得見込みの者
船員（甲板員）	①五級以上の海技士（航海）資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士（航海）試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了（見込みの者を含む。）し、五級以上の海技士（航海）試験の筆記試験が免除される者 ④高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第6条第2項に規定する水産に関する学科を卒業（見込みの者を含む。）し、1か月以上の乗船履歴がある者
船員（機関員）	①五級以上の海技士（機関）又は内燃機関海技士（機関）資格を既に取得している者 ②五級以上の海技士（機関）又は内燃機関海技士（機関）試験の筆記試験に合格している者 ③船舶職員養成施設の課程を修了（見込みの者を含む。）し、五級以上の海技士（機関）又は内燃機関海技士（機関）試験の筆記試験が免除される者

エ 実習船勤務が可能な心身ともに強健な者

(2) 地方公務員法第16条各号（次のアからオまで）のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 北海道の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験方法

- (1) 筆記試験（作文）
- (2) 口述試験（個別面接）

6 試験の日程及び会場

- (1) 期日 平成30年10月12日（金）

10:15	集合
10:30～12:00	筆記試験（作文）
12:00～13:00	休憩
13:00～	口述試験（個別面接）

- (2) 会場 北海道函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島合同庁舎4階403号会議室

7 申込方法

次の書類を申込期間内に北海道教育庁渡島教育局企画総務課あて提出してください。

(1) 申込書類

- ア 北海道教育委員会職員（船員）採用選考申込書（所定の様式）
- イ 最終学校の卒業（修了）証明書
（卒業（修了）見込みの者は、卒業（修了）見込証明書）
- ウ 上記「4 受験資格」の(1)のウに定める資格に関するいずれかの証明書類（下表参照）

(ア) 資格取得者

採用職種	証明書類
船員（二等船舶通信士）	海技免状の写し（三級以上の海技士（電子通信）及び二級以上の海技士（通信））
船員（甲板員（通信））	無線従事者免許証の写し（第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士）
船員（甲板員）	海技免状の写し（五級以上の海技士（航海））
船員（機関員）	海技免状の写し（五級以上の海技士（機関）又は内燃機関海技士（機関））

(イ) 資格未取得者

採用職種	証明書類
船員（二等船舶通信士）	・資格取得見込みの者…平成31年3月31日までに同資格を取得できることを証明する書類
船員（甲板員（通信））	・第三級以上の海上無線通信士及び第二級以上の総合無線通信士の試験一部科目合格者 …一部科目合格が分かる書類 ・無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第7条に規定する総務大臣の認定を受けた学校等を卒業した者又は卒業見込みの者…卒業（見込）証明書
船員（甲板員）	・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了者若しくは修了見込みの者…課程修了（見込）証明書 ・高等学校設置基準第6条に規定する水産に関する学科を卒業（見込みの者を含む。）し、1か月以上の乗船履歴がある者 …卒業（見込）証明書、単位修得（見込）証明書及び乗船証明書
船員（機関員）	・筆記試験合格者…筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了者又は修了見込みの者…課程修了（見込）証明書

注 乗船証明書の証明印については、代表者（所属長）の職印としてください。

※ アについては北海道教育庁渡島教育局において配布します。また、渡島教育局のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/>)

なお、郵便で申込書を請求する場合は、封筒の表に「船員申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号：A4判が入る大きさ）を同封し、10の申込先に請求してください。

(2) 申込期間

申込方法	受付期間	備 考
持参する場合	平成30年7月2日（月）から 平成30年10月5日（金）まで	9時から17時まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
郵送の場合	平成30年10月5日（金）の 消印のものまで有効	封筒の表に「船員採用選考申込書類」と朱書きし、「簡易書留」で送付すること。

注1 申込書類が不備のものは受け付けません。また、この試験において提出された書類は返却できません。

2 申込書類に虚偽の記載があった場合は、受験又は採用の対象から除かれることがあります。

8 給与

給与は、北海道職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。

次の金額は、平成30年4月1日現在における新卒者の場合の例です。

学 歴	初任給	諸 手 当
大学卒	224,800円	期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。
短大卒	195,100円	
高校卒	171,100円	

※ 初任給は採用者の経歴などを考慮の上、決定されます。

9 その他

(1) 試験当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 試験結果は、試験終了後7日以内に受験者に通知します。

(3) 申込後に、本試験を受験しないこととなった場合は、その旨10の問合せ先に連絡してください。

(4) 採用に当たっては、健康判定審査を受けることが必要です。健康判定審査の結果、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないことが明らかとなった場合には、採用されないことがあります。

10 申込先及び問合せ先

〒041-8557

函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁渡島教育局企画総務課

電話 0138-47-9579（直通）